



社会福祉法人 ゆうかり

〒891-0116 鹿児島市上福元町 5828 番地

TEL / 099-263-1775

FAX / 099-263-1776

<http://yuukari-s.jp/>

Mail / [hoikuen@yuukari-s.jp](mailto:hoikuen@yuukari-s.jp)



ゆうかり保育園

— 入園のご案内 —

## 園長あいさつ

ゆうかり保育園は「おおきなうち」。

子どもが子どもらしく、家庭にいるような、安心した空間でのびのびと遊び、学び、育つ。それがゆうかり保育園です。

人と人とのつながりを大切に、相手を思いやる心を持った子どもたちに成長してくれることを願い共に過ごす中で、子どもを取り囲む大人もまた子どもに成長させてもらっているような気がします。

それぞれの個性を大切にし、

笑顔溢れる日々を過ごし、

子どもの目線から見えてくる季節の移ろい、

子どもだから感じられる花の色や匂い、

これらを私たち大人も一緒に楽しんでいきたいと思います。

ご家庭と保育園、これから一緒に「子育て」出来ることを幸せに思います。

園長 右田 めぐみ



### 保育園について

法人の沿革・・・・・・・・・・1

概要と沿革・・・・・・・・・・2～4

園の想い・・・・・・・・・・5

園内紹介・・・・・・・・・・6

保育園の一日・・・・・・・・7

年間行事・・・・・・・・・・8

特色ある保育活動・・・・・・・・9

準備物(0歳児)・・・・・・・・10

準備物(1・2歳児)・・・・・・・・11

準備物(3・4・5歳児)・・・・12

服装について・・・・・・・・13

保育園からのお願い・・・・14～15

保育料・負担金について・・・・16～17

感染症について・・・・・・・・18

おうちの保育メモ・・・・・・・・19

意見書・登園届・・・・・・・・20～21

食事について・・・・・・・・22

災害発生時について・・・・23

ご意見・ご要望・・・・・・・・24

個人情報・お願い・・・・25～26

重要事項説明書の確認書・・・・27

### 入園にあたって

## 社会福祉法人ゆうかりについて

社会福祉法人ゆうかりは、昭和42年4月1日(平成13年6月1日名称変更)に設立し、「だれもが、明るく朗らかな笑顔をたたえ、意欲と自信をもって、より豊かな人生を送ることができるよう総合的な福祉サービスを提供します。あなたの笑顔はみんなをHAPPYにする!」を基本理念に掲げ、障害者支援などを通し様々な取り組みを行なっています。

## 法人の沿革

|       |     |                                |
|-------|-----|--------------------------------|
| 昭和35年 | 5月  | 社会福祉法人落穂会設立                    |
| 42年   | 4月  | 「ゆうかり学園」開園                     |
| 平成9年  | 10月 | 生活支援サービス「くればす」発足               |
| 13年   | 6月  | 社会福祉法人ゆうかり設立                   |
| 17年   | 4月  | 「かごしま子ども発達相談支援センター」開設          |
|       | 6月  | 通所更生「デイセンター遊花里」開設              |
| 19年   | 4月  | 「ゆうかり保育園」開園                    |
| 27年   | 10月 | 放課後等デイサービス事業所「そだち支援センタースケッチ」開設 |
| 29年   | 10月 | 「地域生活支援拠点ゆうかり」開設               |

●法人本部・ゆうかり学園(生活介護・自立訓練・就労継続A/B・就労移行支援・施設支援)

〒891-1201 鹿児島市岡之原町1005番地 TEL 099-243-0535 FAX 099-243-0520

mail yuukari@yuukari-s.jp

●グループホームゆうかり(15箇所)

●地域生活支援拠点ゆうかり

〒890-0014 鹿児島市草牟田1丁目8-7 TEL 099-813-7185 FAX 099-813-7175

mail kyoten@yuukari-s.jp

●そだち支援センター スケッチ(放課後等デイサービス)

〒891-0116 鹿児島市上福元町5828番地 TEL 099-263-6605 FAX 050-3535-7603

mail sodachisien@yuukari-s.jp

●ぼおくしょつが遊花里

〒890-0002 鹿児島市西伊敷3丁目33-15 TEL・FAX 099-220-3855





## 概要と沿革

\*\* 保育園について \*\*

### ★ 事業者

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 事業者の名称      | 社会福祉法人 ゆうかり      |
| 代表者氏名       | 理事長 水流 源彦        |
| 法人の所在地      | 鹿児島市岡之原町 1005 番地 |
| 法人の電話番号     | 099-243-0535     |
| 定款の目的に定めた事業 | 第2種社会福祉事業 保育所の経営 |

### ★ 事業の目的

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 本園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行う事を目的とする。 |
| 運営方針  | 本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。  |

### ★ 保育園の概要

|            |                                                                                                                                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称         | ゆうかり保育園                                                                                                                                                                             |
| 所在地        | 〒891-0116 鹿児島市上福元町 5828 番地                                                                                                                                                          |
| 認可または認証年月日 | 平成 19 年 4 月 1 日（平成 27 年 4 月 1 日）                                                                                                                                                    |
| 電話番号等      | TEL 099-263-1775 FAX 099-263-1776<br>H P <a href="http://yuukari-s.jp">http://yuukari-s.jp</a> E-mail <a href="mailto:hoikuen@yuukari-s.jp">hoikuen@yuukari-s.jp</a>                |
| 施設長氏名      | 水流 源彦                                                                                                                                                                               |
| 開所日        | 月曜日～土曜日                                                                                                                                                                             |
| 開所時間       | 7 時 00 分から 19 時 00 分まで                                                                                                                                                              |
| うち延長保育時間   | 18 時 00 分から 19 時 00 分まで                                                                                                                                                             |
| 標準保育の保育時間  | 7 時 00 分から 18 時 00 分まで                                                                                                                                                              |
| 保育短時間の保育時間 | 8 時 30 分から 16 時 30 分まで<br>なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時 00 分から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時 00 分までの範囲内で、時間外保育を提供する。<br>7 時 00 分から 8 時 30 分まで<br>16 時 30 分から 18 時 00 分まで |
| 休園日        | 日曜日・祝祭日・年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、3 月 31 日<br>〔3 月 31 日が日曜日の場合は 30 日（土）が休園となります。〕<br>※災害等で正常な保育をすることができない場合は、臨時に休園することがあります。                                                         |



## 概要と沿革

\* 保育園について \*

### ★ 保育園の概要

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 利用定員（年齢別）  | 本園の法第 31 条第 1 項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。<br>(1) 法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する子ども 35 人<br>(2) 法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する子ども（以下「3 号認定子ども」という。）のうち満 1 歳以上の子ども 24 人<br>(3) 3 号認定子どものうち満 1 歳未満の子ども 11 人                                                                                                                                              |
| 提供する保育等の内容 | 本園は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき、保育内及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行なう。<br>特定教育・保育（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第 20 条第 3 項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。<br>(1) 園長 1 名<br>(2) 保育士 18 名以上（主任を含む）<br>(3) 調理員 3 名以上（栄養士含む）<br>(4) 事務員 1 名以上 |
| 職員数        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取扱う保育事業の種類 | 延長保育・障害児保育                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 職務の内容      | (1) 園長は園の業務を統括し、渉外・保育業務の管理、人事及び事務管理に従事する。<br>(2) 統括保育士は園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。<br>(3) 保育士は保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。<br>(4) 調理員は給食業務に従事する。<br>(5) 事務員は事務・園内雑務に従事する。<br>(6) 嘱託医は心身の健康管理業務を行う。<br>(7) 嘱託歯科医は歯の健康管理業務を行う。                                                                                                               |





## 概要と沿革

\*\* 保育園について \*\*

### ★ 保育園の概要

#### 嘱託医

(1) 嘱託医 1名 ゆあさこどもクリニック  
湯浅 由啓 鹿児島市宇宿8丁目8-3  
TEL 099-284-7277

(2) 嘱託歯科医 1名 たんぽぽこども歯科  
豊島 正三郎 鹿児島市上福元町5879-8  
TEL 099-284-5288

#### 利用の開始及び 終了に関する事項等

本園は鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。

3 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

#### 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。



よろしく  
おねがいします。



## 園の想い

\*\* 保育園について \*\*

### 基本理念

#### ゆうかり保育園は『おおきなうち』

大きな屋根の下に暮らす私たちは大切な家族。  
子どもたちを取り囲むすべての人たちが手をつなぎ、  
みんなで笑って泣いて支え合う場所。  
一人ひとりの心に寄り添って、  
私から笑顔いっぱいの毎日を作っていきます。



いつまでも、みんなの幸せが溢れる居場所であり続けられるように…。

### 保育方針

- 子どもとともに命を考えていく保育を行ないます
- 生活習慣を大事にした保育を行ないます
- 子どもたちが思いきり遊べる環境をつくります
- 子どもたちが自己を十分に発揮できる環境をつくります
- 様々な体験を通して創造性の芽生えを培います
- 子どもたちそれぞれが、自分は大切な存在なんだと感じられる保育を行ないます
- 相手のことをおもえる人に成長していける環境をつくります
- 生きていく中での「食」の大切さを感じることが出来る環境をつくります
- 省エネルギー・ごみ削減など、環境の大切さを子どもと共に学んでいきます

### 保育目標

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う
- 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う



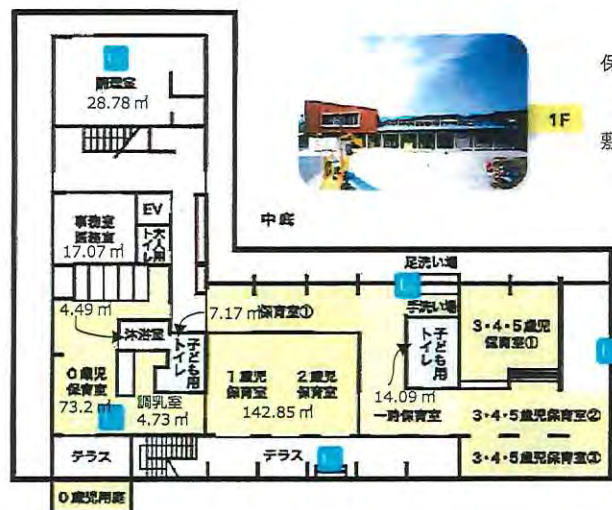
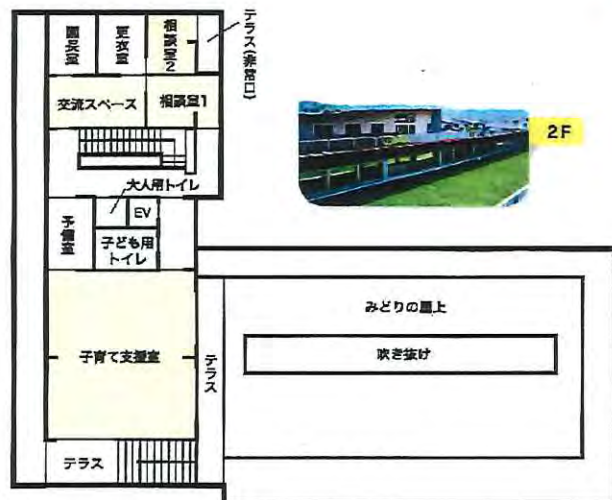


## 園内紹介

\*\* 保育園について \*\*

### ★ 園内見取り図

ボラリズム  
設置箇所



保育室6室合計面積  
142.85 m<sup>2</sup>  
敷地総面積  
947.59 m<sup>2</sup>

園庭

送迎迎えの際は、こちらからお入りください

## 保育園の一日

\*\* 保育園について \*\*



### 一日の流れ

日々の保育は、ご家庭と連携をとり、一人ひとりのその日の体調や状況に応じて個別の配慮をしていきます。特に3歳未満児クラスでは、毎日記入していただく連絡帳を確認しながら保育を行なっています。

3歳以上児クラスでは、3・4・5歳児の混合保育を行なっており、製作活動などは、合同で行なうこともありますが、成長の発達に合わせてクラス毎に行うこともあります。

### 1・2歳児



登園～9時までに順次～

片付け・各部屋へ移動

おやつ・おむつ交換など



保育活動

片付け・給食

歯磨き・着替え

お昼寝

起床・おやつ

自由遊び

延長保育

おやつ

閉園

### 3・4・5歳児

登園～9時までに順次～

片付け・各部屋へ移動

片付け

朝のお集まり

保育活動



片付け・給食準備

給食・歯磨き・着替え

お昼寝

起床・おやつ

帰りのお集まり

自由遊び

延長保育

おやつ

閉園

### 0歳児



0歳児は、月齢や一人ひとりの生活リズムに合った一日の流れです。



## 年間行事

\*\* 保育園について \*\*

### 年間行事予定

子どもたちの成長に合わせた行事を行っていますので、3歳以上児クラスの子どもたちが中心になるものが多く、特に5歳児クラスは就学前ということもあり、いろいろな体験をする機会になっています。小さい子どもたちは、上のクラスの子どもたちがしている様子を見て、自分ができるようになることを楽しみにしているようです。

4月

入園式

5月

芋の植え付け  
親子遠足

6月

7月

プール開始 ブルーベリー摘み  
お泊り保育（年長組）

8月

西谷山夏祭り 1年生同窓会

9月

親子レクリエーション（ふれあいスポーツランド）  
ゆうかり学園敬老会

10月

秋の遠足

11月

芋ほり  
みかん狩り 収穫祭

12月

発表会  
クリスマス会

1月

もちつき

2月

節分

3月

お別れ遠足  
卒園式

#### 毎月

読み聞かせ  
お誕生会  
クッキング・食育  
スポーツ教室  
英語  
移動図書館  
避難訓練

#### 定期健診

内科健康診断（年2回）  
歯科検診（年1回）  
身長体重測定（月1回）



## 特色ある保育活動

\*\*\* 保育園について \*\*

### 読み聞かせ（2、3、4、5歳児）



子どもたちは回を重ねる毎に集中力がつき、集団の中で子ども同士のコミュニケーション力をつけていきます。

### 食育・クッキング（3、4、5歳児）



月に1回、クッキングや食育を通して、食に対して「いただくこと」に対しての「ありがとう」を学びます。

### スポーツ教室（3、4、5歳児）

月に1回、発達に応じたプログラムで、外部講師によるスポーツ教室を実施しています。

### 英語（3、4、5歳児）

月に1回、年齢に応じたプログラムで、外部講師による英語の時間を実施しています。

### ゆうかり学園利用者さんとの関わり

ゆうかり学園利用者さんと季節の行事（いもほり、みかん狩り）を通して交流をさせていただいています。





## 準備物（0歳児）

\*\*入園にあたって\*\*

### 準備物一覧（※全ての持ち物に名前を記入して下さい）

#### ① 毎日準備するもの



通園バッグは、トートバッグタイプのもので、ロッカーに入るサイズをご準備下さい。縦30cm×横42cm程度。  
(手作りでなくても構いません)

- 紙オムツ5枚程度
  - 着替え一式2セット
    - ・洋服上下 動きやすい、伸縮性のあるもの
    - ・肌着
- を紙オムツに入れて、1セットになります。



巾着袋の中身



- 巾着袋の中に
- 紙オムツ…1枚
  - おしぼりタオル…1枚
  - 食事用エプロン…1枚（袖なし）
  - お茶、水…年間通して準備して下さい。
  - 連絡帳
- ※紙オムツには全てテープ付近に名前を記入して下さい。  
※持ち物には全て記名して下さい。



#### ② 登園時お支度してもらうもの



- 洗濯物・紙オムツ持ち帰り袋
- エコバッグ  
(水が浸透しないもの。汚れもの洋服用)
- ナイロン袋（紙オムツ用とおもらし用2～3枚）
- 着替え一式1セット

#### ③ 随時準備するもの



- 歯ブラシ・コップ
  - ・離乳食が始まったら使用
  - ・月齢に応じて
  - ・通常は園にて保管
- ガーゼハンカチ…3枚
  - ・ミルクを飲む際に使用

#### ④ 週初めに準備し、週末に持ち帰るもの



- バスタオル
  - ・夏…バスタオル2枚
  - ・冬…バスタオル1枚
- 毛布1枚
- カラー帽子
  - ・クラス毎に色が異なります。
  - ・保育園で販売（900円）



## 準備物（1・2歳児）

\*\*入園にあたって\*\*

### 準備物一覧（※全ての持ち物に名前を記入して下さい）

#### ① 毎日準備するもの



通園バッグは、トートバッグタイプのもので、ロッカーに入るサイズをご準備下さい。縦30cm×横42cm程度。  
(手作りでなくても構いません)

- 紙オムツ5枚程度
  - 着替え一式2セット
    - ・洋服上下 動きやすい、伸縮性のあるもの
    - ・肌着
- を紙オムツに入れて、1セットになります。



巾着袋の中



- 巾着袋の中に
- 紙オムツ…1枚
  - おしぼりタオル…1枚
  - 食事用エプロン…1枚（袖なし）
  - お茶、水…年間通して準備して下さい。
  - 連絡帳
- ※紙オムツには全てテープ付近に名前を記入して下さい。  
※持ち物には全て記名して下さい。



#### ② 登園時お支度してもらうもの



- 洗濯物・紙オムツ持ち帰り袋
- エコバッグ（水が浸透しないもの。汚れもの洋服用）
- ナイロン袋（紙オムツ用とおもらし用で2～3枚）
- 着替え一式1セット
- 手拭きタオル（ひも付き）

#### ③ 随時準備するもの



- 歯ブラシ・コップ
  - ・通常は園にて保管

#### ④ 週初めに準備し、週末に持ち帰るもの



- バスタオル
  - ・夏…バスタオル2枚
  - ・冬…バスタオル1枚
- 毛布1枚
- カラー帽子
  - ・入園時購入していただきます。
  - ・クラス毎に色が異なります。





## 準備物 (3・4・5歳児)

\*\*入園にあたって\*\*

準備物一覧 ※ 全ての持ち物に名前を記入して下さい

### ① 毎日準備するもの

#### 通園バッグ



- ・ロッカーに入るサイズをご準備下さい。(手作りでなくても構いません。)

#### 手ふきタオル



- ・1枚
- ・タオルハンカチのもの
- ・ヒモ付きの。

#### 洗濯物持ち帰り袋



- ・ビニール袋 (おむつ用とおもらし用で2〜3枚)
- ・エコバッグ (水が浸透しないもの。汚れもの洋服用)

#### 着替え (肌着)



- ・2組ご準備下さい。

#### 歯ブラシ・コップ



- ・巾着袋に入れて下さい。

#### 水筒



- ・水かお茶を入れて下さい。

#### 出席/連絡ノート



- ・入園時にお渡しします。

### ② 随時準備するもの

#### Tシャツ



- ・入園時購入していただきます。
- ・行事等で使用します。

#### エプロン・三角巾



- ・エプロン…給食当番の際に使用。
- ・三角巾…バンダナなど

### ③ 週初めに準備し、週末に持ち帰るもの

#### バスタオル



- ・夏…バスタオル2枚
- ・冬…バスタオル1枚、毛布1枚

#### カラー帽子



- ・入園時購入していただきます。
- ・クラス毎に色が異なります。

## 服装について

\*\*入園にあたって\*\*

### お知らせ

- 全ての衣服や持ち物には必ず大きく分かりやすく名前を記入しましょう。(記入がない場合、お知らせ致しますのでご記入いただくか、もしくはこちらで記入させていただきますのでご了承下さい)
- 制服はありません。3歳児以上は、行事の際名前入りのTシャツを着用します。
- 帽子は指定があります。(クラス色別・入園から卒園まで同じ色を着用)
- 上靴は不要です。(屋内でははだし保育です)

### こんな衣類がおすすめです

- 子どもの年齢に合った、**着脱しやすいものをお願いします。**衣類はご家庭で着用のものをご用意いただいて構いませんが、新たに揃える場合は次のようなことを参考にお選びください。

#### ① 活動しやすいものを

- ・伸縮性のある綿のTシャツやズボンがよいでしょう。
- ・飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルなものを着用しましょう。
- ・ずり落ちたりしないで股上丈が深いズボン、上着は腹や背中が見えないように丈の長いものを着用しましょう。
- ・すその長いズボン、スカート、チュール素材の洋服は、動きにくくひっきりやすい為危険です。

#### ② 安全で洗濯しやすいものを

- ・下着は汗や汚れをよく吸湿し、通気性のよい綿素材がよいでしょう。
- ・毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないものを選びましょう。特に乳児は肌への刺激を考え、化繊の素材は避けましょう。

#### ③ 自分で簡単に履けるくつを

成長期の子どもの足にとって、くつ選びはとても大切です。「すぐ大きくなるから、一つ大きめのサイズを…」といって履かせていると、足に変な負担をかけることになってしまいます。逆に小さすぎてもいけません。**ピッタリサイズのくつを選んであげて下さい。**また、こまめに洗濯も行いましょう。

くつの着脱を練習する時期は、単純で履きやすいものを選びましょう。

#### 良いくつの選び方

- ・足よりも7〜9mm長いくつを選ぶ
- ・両足とも履かせて5分以上歩かせる
- ・マジックベルト付きがオススメ
- ・お古のくつを履かせない
- ・深い方が足が安定する

#### 観察するポイント

- ① 踵が浮き上がらないか
- ② つま先がつかないか
- ③ 足が傾かないか
- ④ 良いくつは歩くときの音が小さい





## 保育園からのお願い

\*\*入園にあたって\*\*

### 全体へのお知らせ

☆保育園からの連絡事項は、印刷物・掲示板またはコドモン（保護者用連絡アプリ）でお知らせします。

#### お便りなどの配布方法

お知らせ・ゆうかり通信・献立表等は、おたよりばさみにて配布しますので、確認し、必ず翌日おたよりばさみを返却して下さい。

#### 掲示板

予定の変更・重要なお知らせ・急ぎのお知らせなどは、掲示板に掲示、または、コドモンにてお伝えしますので、毎日ご確認ください。

☆保育園からの連絡や依頼にはご協力下さい。

☆家庭の事情が変わった時は、必ず届出をして下さい。

（例：連絡先・住所・職業・勤務先・勤務時間・家族構成など）

☆書類は保育園にあります。お声がけ下さい。

（ホームページ、コドモンからもダウンロード可能です。）

ご不明な点がございましたら職員までお知らせ下さい。



### 0・1・2歳児へのお知らせ

#### 0歳児用連絡帳

複写式の連絡帳で日常の保育状況をお知らせします。一枚を切り取り、園で保管します。

家での状況を記入し、登園時に巾着袋に入れてご提出下さい。（毎日記入）

お忙しいとは思いますが、体調不良や変わった様子、ご家庭での様子などありましたら、連絡帳または口頭でも結構ですので職員までお知らせ下さい。

#### 1・2歳児用連絡帳

家での状況を記入し、登園時に巾着袋に入れてご提出下さい。（毎日記入）

お忙しいとは思いますが、体調不良や変わった様子、ご家庭での様子などありましたら、連絡帳または口頭でも結構ですので職員までお知らせ下さい。

### 3・4・5歳児へのお知らせ

#### 連絡帳

連絡帳の記入は、毎日ではなくて結構です。ご家庭から記入があった場合、返信させていただくという形になります。お忙しいとは思いますが、体調不良や変わった様子などありましたら、連絡帳・口頭またはコドモンでも結構ですので職員までお知らせ下さい。

連絡帳やシール帳の表紙にシールを貼らないで下さい。



### ICカードについて

- 登園・降園の時間管理は、ICカードを使っておこないます。
- 園児一人につき一枚です。
- 登園・降園の際、ウッドデッキに置いてあるICカードリーダーにカードを近づけて下さい。
- カードは基本的にお子さんの通園バッグに吊るして保管して下さい。
- 紛失・破損の場合など、再発行する場合は、一枚につき350円実費をいただきますので、取扱には十分ご注意ください。
- 9時を過ぎるとICカードリーダーを片付けますので、必ず9時までに登園して下さい。



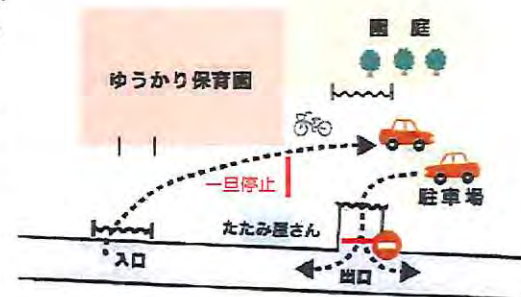
### 子どもの送り迎え

- 午前9時までに登園して下さい。お休みされる場合は、必ず午前9時までにコドモンから連絡をお願いします。
- 送り迎えは、原則として保護者とし、子ども一人での登園及び帰宅はできません。
- 代理の方が迎えに来られる場合は、責任のある方を保護者より前もってご連絡下さい。
- 通園経路をあらかじめ決めておいて下さい。
- 登園時、子どもの健康状態を保育士にお知らせ下さい。
- 車での送迎は、下記の順路で速やかをお願いします。
- お迎え時、子どもが園庭で遊ぶことは控えて下さい。18時前は駐車場が込み合いますので、速やかにお帰り下さい。

### 車の乗り入れ

- 地球環境への配慮や近隣の方への騒音配慮のために、アイドリングストップにご協力下さい。
- 正門（園舎に向かって左側）から入り、右側の門から出るようにして下さい。（右図参照）
- 駐車場手前で一旦停止してからお進み下さい。  
※入口・出口は一方通行とさせていただきます。  
※出口のミラーをご確認下さい。特に、歩行者・自転車への配慮をお願い致します。
- 登園・降園の際は、事故に十分気をつけて下さい。
- 歩道に出る手前でも一旦停止してからゆっくりお進み下さい。

— は一旦停止線です。必ず止まって下さい。







## 保育料・負担金について

＊ ＊入園にあたって＊ ＊

### ★保護者の負担について

本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

☆保育料については、世帯の市町村税の所得割額の合計額で決定されます。

納入は「口座振替」による納入か、保育所を通じてお渡しする「納入通知書」を使って鹿児島市に納入して下さい。

| 内 容        |                 | 金 額                                                       |
|------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 引き落とし      | 3・4・5歳児クラスの食材料費 | 主食代：月額700円程度<br>副食（おかず）代：月額4500円程度<br>（所得により減免になる場合もあります） |
|            | 保険代             | 年額250円程度                                                  |
|            | 帽子代             | 1000円程度（卒園まで使用します）                                        |
|            | Tシャツ代           | 500円程度（3歳児以上対象、卒園まで使用します）<br>買い替えの場合は2,000円程度です。          |
| 集金（希望の方のみ） | ICカード（追加購入分）    | 350円                                                      |
|            | 写真代（遠足集合写真など）   | 100円～600円程度                                               |
|            | DVD代（発表会）       | 3000円程度                                                   |
|            | 絵本代（定期購読）       | 希望の方のみ                                                    |

### ★延長保育にかかる費用

| 項 目                    | 日 額  | 月 額    |
|------------------------|------|--------|
| 18時から19時まで             | 200円 | 2,500円 |
| 保育短時間を越える7時から8時30分まで   | 300円 | 2,500円 |
| 保育短時間を越える16時30分から18時まで | 300円 | 2,500円 |

※やむを得ずお迎えが19時以降になる場合は、上記延長保育料に、別途1000円の費用がかかります。

### ★保険に関する事項

本園は、下記の損害賠償に加入しています。

| 保険の種類（名称） | 保険会社等名称                    | 対象人員 | 一人当り<br>月額保険料 | 契約内容                           |
|-----------|----------------------------|------|---------------|--------------------------------|
| 災害共済      | 独立行政法人<br>日本スポーツ<br>振興センター | 81人  | 375円<br>（年額）  | 契約者<br>社会福祉法人ゆうかり<br>理事長 水流 源彦 |

### （独立行政法人）日本スポーツ振興センター

子どもたちの安全については、職員一同万全を期していますが、集団生活でもあり、思わぬ事故が起きる場合もありますので、入園と同時に、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していただきます。

**掛け金…保護者負担 一人250円程度**

次の場合で事故が発生した時に給付を受けられます。

- ①保育園で保育を受けている時
  - ②決められた通園経路で保育園に通い、または保育園から帰宅する時
- ※通園方法と経路図を提出して下さい。

| 保険の種類<br>（名称） | 保険会社等<br>名称          | 対象物       | 保障金額             | 月額保険料            | 契約内容                                    |
|---------------|----------------------|-----------|------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 事業活動<br>包括保険  | 東京日動<br>火災保険<br>株式会社 | 施設<br>生産物 | 30,000<br>万円（身体） | 673,080円<br>（年額） | 契約者<br>社会福祉法人ゆうかり<br>理事長 水流源彦<br>受取人 同上 |





## 感染症について

＊ ＊ 入園にあたって ＊ ＊

### 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名                               | 感染しやすい期間                                  | 登園のめやす                                                          |
|------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 麻疹<br>(はしか)                        | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで                   | 解熱後 3 日を経過してから                                                  |
| インフルエンザ                            | 症状がある期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い) | 症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日まで又は解熱した後、3 日を経過するまで |
| 風しん                                | 発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい                    | 発しんが消失してから                                                      |
| 水痘 (水ぼうそう)                         | 発しん出現 1 ～ 2 日前から痂皮形成まで                    | すべての発しんが痂皮化してから                                                 |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日                       | 耳下腺の腫脹が消失してから                                                   |
| 結核                                 |                                           | 感染のおそれが無くなってから                                                  |
| 咽頭結膜炎 (プール熱)                       | 発熱、充血等症状が出現した数日間                          | 主な症状が消え 2 日経過してから                                               |
| 流行性角結膜炎                            | 充血、目やに等症状が出現した数日間                         | 感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから                                       |
| 百日咳                                | 抗園薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで              | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗園薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う)        |
| 腸管出血性大腸菌感染症<br>(O157, O26, O111 等) |                                           | 症状が治まり、かつ、抗園薬による治療が終了し、4 8 時間をあけて連続 2 回の排便によって、いずれも園陰性が確認されたもの  |

### 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 病名                           | 感染しやすい期間                                            | 登園のめやす                         |
|------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------|
| 溶連菌感染症                       | 適切な抗園薬治療を開始する前と開始後 1 日間                             | 抗園薬内服後 2 4 ～ 4 8 時間経過していること    |
| マイコプラズマ肺炎                    | 適切な抗園薬治療を開始する前と開始後数日間                               | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                         | 手足や口腔内に水痘・潰瘍が発症した数日間                                | 発熱や口腔内の水痘・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病)                 | 発しん出現前の 1 週間                                        | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎<br>(ノロ、ロタ、アデノウイルス等) | 症状がある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                      | 急性期の数日間 (便の中に 1 カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)             | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RS ウイルス感染症                   | 呼吸器症状のある間                                           | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 帯状疱疹                         | 水痘を形成している間                                          | すべての発しんが痂皮化してから                |
| 突発性発しん                       |                                                     | 解熱し機嫌がよく前進状態が良いこと              |



## うちの保育メモ

＊ ＊ 入園にあたって ＊ ＊

### 子どもの健康管理

- 保育園は、**集団生活の場**ですので、**病気の場合はお預かりできません。**
- 登園前の子どもの健康状態 (熱・意欲・機嫌など) をよく把握して下さい。
- 必ず登園前にご家庭で検温し、0 歳児は連絡帳に、1 ～ 5 歳児はコドモンの『連絡』⇒『検温』から記録して下さい。
- いつもと様子が違う時は、**早く医師の診断を受け、無理をさせないようにして下さい。**
- 保育中、3 8℃以上、または、熱がなくても体調が悪い場合は、お迎えをお願いすることがあります。感染症や発熱の場合、急変する可能性がありますので、お迎えは出来る限り早くお越し下さい。
- **伝染病にかかった場合は、ほかの子どもに感染する恐れがありますので、自宅などで十分に療養して下さい。**治療後、登園される場合は、2 0 ・ 2 1 ページを元に「登園届」を提出して下さい。
- 感染症の種類によって「医師が記入する登園届」「保護者が記入する登園届」の 2 種類がございます。※ 1
- **保育園では、原則として与薬 (子供に薬を飲ますこと) は行えません。ただし、慢性疾患などで主治医の意見書がある場合は、与薬が可能です。意見書の書式は、保育園にありますのでお問い合わせ下さい。**
- 早寝、早起き、朝食を食べる習慣をつけ、気持ちよく登園させて下さい。
- 朝は用便をすませてから登園させましょう。おむつのお子さんは、新しいものに替えてから登園しましょう。
- 手足の爪は短く切り、頭髪や身体はいつもきれいにしましょう。

#### 【新型コロナウイルスに関する対応】

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症に関しまして、随時お知らせをしていきますので、掲示板、コドモンよりご確認下さい。

**保育中に 3 8℃以上の発熱があった場合、お迎えをお願いしています。また、解熱後 2 4 時間を経過してからの登園となります。**

### 腸管出血性大腸菌 (食中毒) の感染はトイレから

子どもたちの命を奪う恐れのある O157 や O26。

これらの菌は、大人が感染しても抵抗力が強いので発症するケースはほとんどありませんが、子どもに感染すると恐ろしい病原菌へと変化します。それらの菌は、保園者の排便時に出現され、手をつたい、それが口に運ばれることにより他の人に感染します (経口感染)。

菌は空気中をさまよっているわけではありませんので、なんとなくの恐怖心を抱くことは不要です。2 次感染防止のため、トイレ後の手洗いはしっかりと行いましょう。

ゆうかり保育園では、ポラリエット (流水式の洗浄除菌水生成装置 polarietto) を導入しています。



除菌水は低濃度の中性で、皮膚の弱い乳幼児にもご使用いただける、人にも環境にもやさしい安全な水です。また、およそ 1 0 秒間の手洗いで除菌ができ、吹きつけの除菌水とは違い流水式ですので、誰がいつ使用しても一定の効果を発揮します。調理器具の洗浄除菌からトイレの洗浄除菌にまで、幅広い用途に使用が可能な除菌水です。

※ 園内に長時間滞在される場合は、ポラリエットでの手洗いをお願いしています。ご協力の程、よろしくお願いいたします。



## 意見書

ゆうかり保育園長殿

入所児童氏名

病名「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医 師 名

印又はサイン

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

## ○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                             | 登園のめやす                                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで                  | 解熱後3日を経過してから                                                |
| インフルエンザ                     | 症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまで |
| 風しん                         | 発しん出現の前7日から後7日間くらい                   | 発しんが消失してから                                                  |
| 水痘（水ぼうそう）                   | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで                   | すべての発しんが痂皮化してから                                             |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺の腫脹が消失してから                                               |
| 結核                          |                                      | 感染のおそれがなくなってから                                              |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                 | 発熱、充血等症状が出現した数日間                     | 主な症状が消え2日経過してから                                             |
| 流行性角結膜炎                     | 充血、目やに等症状が出現した数日間                    | 感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから                                    |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）      |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |                                      | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの  |

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

## 登園届（保護者記入）

ゆうかり保育園長殿

入所児童名

病名「 」と診断され、

年 月 日 医療機関名「 」において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印又はサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活することが大切です。

保育園入所児童がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。

## ○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 病 名                      | 感染しやすい期間                                         | 登園のめやす                         |
|--------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| 溶連菌感染症                   | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                            | 抗菌薬内服後24～48時間経過していること          |
| マイコプラズマ肺炎                | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                            | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                     | 手足や口腔内に水疱・潰瘍 <sup>かいよう</sup> が発症した数日間            | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（リンゴ病）              | 発しん出現前の1週間                                       | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                  | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）             | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症                | 呼吸器症状のある間                                        | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| 带状疱疹                     | 水疱を形成している間                                       | すべての発しんが痂皮化してから                |
| 突発性発しん                   |                                                  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと              |





## 食事について

\*\*入園にあたって\*\*

### 食について

「食」は、子どもの体と心の健康に密接な関わりがあるので、保育園ではできるだけ旬の食材を使い、午後のおやつも手作りを心がけています。また、元気な体、豊かな心を育てて行くために、食育の一環として、食事を作ったり、食事の準備や片付けをする体験などを行っています。

### 給食

成長する大事な時期なので、できるだけ、体に安全な素材で給食を作っています。お米は、白米・あわ・麦ごはんに加え、溝辺の竹子地区産のステビア米を使用、野菜たっぷりバランスのとれた食事になっています。給食やご家庭での食事などについても、お気軽に栄養士におたずね下さい。

- 3歳未満児・・・完全給食です。ミルク・哺乳瓶等は園で準備しています。
- 3歳以上児・・・完全給食です。お米代として月額700円、副食代として月額4500円を徴収します。(副食代のみ、所得により減免あり)  
K-NETにて口座引き落としさせていただきます。(申請要)

### 朝食についてのお願い

出勤前はバタバタされることと思いますが、衛生上、**園外からお持ちになる食べ物を保育園で預かることは致しませんので、朝食を済ませて登園していただきますようお願いいたします。**朝起きたら、お腹に食べ物を入れて、しっかりと目覚めた状態で登園して、子どもの生活リズムをつけましょう。

#### 朝食の大切さ

朝食は、1日を元気に過ごすための大切な食事です。脳は血液中のブドウ糖をエネルギー源にしていますが、食事でしか血液中のブドウ糖を増やせません。そのため、朝食を抜くと脳の働きが悪くなり、集中力が欠けたり眠気が続くこととなります。

**朝食は、一日のエネルギー源です！  
必ず食べて登園しましょう。**

朝食を食べると…

- ①体を活発にします
- ②脳のエネルギー源になります
- ③快便になります
- ④肥満防止につながります
- ⑤生活習慣病の予防になります

### その他

- 月1回、お弁当の日を設けます。キャラクター弁当等ではなく、ご家庭にあるもので無理のない範囲でご利用下さい。
- 上記以外の日でも、遠足や園外保育の日、お盆期間も、お弁当を持ってくる場合があります。
- 食物アレルギーによる除去食等の対応を行っていますので、遠慮なく申し出下さい。(※申請が必要です)
- 離乳食等は一人ひとりの月齢もしくは発達段階に合わせて調理しています。



## 災害発生時について

\*\*入園にあたって\*\*

### ★ 緊急時における対応方法及び非常時災害対策

- 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じる。
- 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

- ① 非常災害が起きた時は、「コドモン」にて保育園よりお知らせ・メールを一斉送信いたします。**※必ずご登録下さい。別紙参照。**
- ② 保育園へ子どもを迎えに来て下さい。
- ③ 保育園エリアの避難場所を確認しておいて下さい。  
(谷山中学校・谷山第二中央公園)
- ④ 事態によっては避難場所が異なる場合がありますので、その場合はコドモンにてお知らせいたします。

### 台風・地震・水害・火災時

保育園等登園後に暴風雨警報が発令された場合、またはその他の災害が発生した場合、子どもの安全を最優先に考え、状況に応じた措置をとります。  
緊急にお迎えをお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。





## ご意見・ご要望

\*\*入園にあたって\*\*

### ご意見・ご要望を受けつけています

保育園のことについてのお悩みや、ご意見、ご要望は電話や送迎時に保育士と直接お話されて、その旨をお聞かせ下さいますようお願い申し上げます。

しかし、中には「意見や要望は持っているが、保育園には直接言いづらい」という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。職員の不手際や対応が悪いのではと心配に思われる方もいらっしゃると思います。子どもを育てることは、両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと思っています。お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら遠慮なくお伝えください。

私どもは、最善策を考え、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしていきたいと思っています。

なお、当園では、このようなご意見をいただくとき、従来どおり職員誰でもご意見を賜りますが、担当者と責任者をそれぞれ設けておりますので、下記の通りお知らせいたします。詳しくは、園におたずねください。

### ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

ご意見・ご要望を活かし、保育サービスの向上に努め、皆様に満足いただける質の高い保育を目指します。



#### ～「福祉サービス運営適正化委員会」の紹介～

当法人で解決できない相談・苦情は、鹿児島県社会福祉協議会 (鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号県社会福祉センター 5 階) に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

相談方法: 電話・来所・FAX・手紙・Eメール

TEL: 099-286-2200 FAX: 099-257-5707 e-mail: tekisei@kaken-shakyo.jp

## 個人情報

\*\*入園にあたって\*\*



### ★個人情報の取扱いについて

保育園では、保護者の皆様ならびに地域社会の皆様からの信頼に応えると共に、個人情報に関して次のように適切な取扱いをしております。

#### 基本原則

当保育園では、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである事を十分に踏まえ、定められた法令を厳守します。また、個人情報の性格と重要性を認識し、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いを行います。

#### 個人情報の取得

保育園では、個人情報の取得にあたり、あらかじめ定められた利用目的の範囲内での使用を厳守し、偽り・その他不正の手段によることなく公正な方法で取得します。

#### 個人情報の利用目的

保育園では、保護者の皆様より提供を受けたり日常の保育業務等を通して取得した個人情報を「児童福祉法」および、厚生労働省の「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的での使用はいたしません。

当園では、以下の目的で個人情報を利用しています。

- ◎子どもに対する保育・教育
- ◎子ども等の健康管理や、その他適切な管理
- ◎必要時のご連絡 (園からの電話・メール)
- ◎入園手続き等のご案内
- ◎お問い合わせ頂いたご意見・ご感想・質問等への回答
- ◎園についての資料等の郵送

#### 第三者への提供

保育園では、個人情報 (個人データ) を「個人情報保護法」第 23 条に規定された場合を除き、保護者の同意を得ることなく第三者への開示・提供はいたしません。

必要に応じて業務の一部を委託する場合は、業務委託先に個人情報を義務付けるなど、その取扱いを適切に監督します。

#### 個人情報の安全管理

保育園では、個人情報 (個人データ) を正確かつ最新に保ち、これを安全に管理します。

個人情報 (個人データ) の紛失、破壊、改ざん及び漏洩 (ろうえい) などを防止するため、必要な安全対策、予防措置などを講じます。

【個人情報取扱い窓口】 社会福祉法人ゆうかり

鹿児島県鹿児島市岡之原町 1005 番地

TEL: 099-243-0535 (代表) FAX: 099-243-0520



## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

### 施設設置者

所在地 鹿児島市上福元町 5 8 2 8

施設名 社会福祉法人ゆうかり ゆうかり保育園

代表者 理事長 水流 源彦 様

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

児童氏名：

兄弟姉妹入園の場合はご一緒に記入してください

鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）  
（秘密保持等）

第 28 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。

### 「お願い」

- 〔 ゆうかり保育園では、TV、ラジオ、新聞等メディア取材をお受けしています。プライバシー保護の観点などから、不都合がある場合はお申し出下さい。 保育士養成校の実習生を受け入れています。受け入れの時期や名前等は随時掲示板でお知らせ致します。また、学びの観点から、連絡帳などを拝見させていただくことがあります。ご了承下さい。 年に数回、行事または準備等で、お休みが可能な方はご協力をいただいています。可能な範囲でご協力をお願い致します。 〕

## 重要事項説明書の確認書

令和 年 月 日

ゆうかり保育園を利用するにあたり重要事項についての説明を実施いたしました。

所在地 鹿児島市上福元町 5828 番地

名称 社会福祉法人ゆうかり ゆうかり保育園

代表者 理事長 水流 源彦 印

ゆうかり保育園を利用するにあたり重要事項についての説明を受け同意しました。

### 保育園利用者

住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 利用児童との関係 \_\_\_\_\_

利用児童名 \_\_\_\_\_

利用児童名 \_\_\_\_\_

利用児童名 \_\_\_\_\_

利用児童名 \_\_\_\_\_

兄弟姉妹入園の場合はご一緒に記入してください